

## 令和6年度熊本市下水道事業会計予算

## (総 則)

第1条 令和6年度熊本市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

## (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水区域面積	12,465ha
(2) 年間総処理水量	88,515,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	242,507m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
管渠布設費	6,200,700千円
ポンプ場、処理場築造費	3,882,592千円
建設改良費(雨水)	1,689,623千円

## (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	20,115,456千円
第1項 営業収益	11,968,020千円
第2項 営業外収益	8,115,109千円
第3項 特別利益	32,327千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	19,156,578千円
第1項 営業費用	17,402,499千円
第2項 営業外費用	1,730,979千円
第3項 特別損失	18,100千円
第4項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,765,389千円は、過年度分損益勘定留保資金 8,077,635千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 687,754千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	12,485,971千円
第1項 企 業 債	6,082,900千円
第2項 企業債（雨水）	822,100千円
第3項 出 資 金	13,763千円
第4項 補 助 金	4,463,660千円
第5項 補助金（雨水）	989,724千円
第6項 負 担 金	113,824千円
支 出	
第1款 資本的支出	21,251,360千円
第1項 建設改良費	10,804,749千円
第2項 建設改良費（雨水）	1,689,623千円
第3項 企業債償還金	8,746,988千円
第4項 予 備 費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
公共下水道築造事業 (令和6年度管渠分)	令和7年度	120,000千円
公共下水道築造事業 (令和6年度施設分)	令和7年度	1,732,730千円
公共下水道築造事業（雨水） (令和6年度施設分)	令和7年度～令和8年度	4,692,900千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道築造事業	5,264,100千円	証書借入 又は 証券発行	年5%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金等については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により繰上償還することがある。
流域下水道築造事業	113,800千円			
下水道事業債(特別措置分)	705,000千円			
公共下水道築造事業(雨水)	822,100千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用及び営業外費用の間の流用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,352,786千円  
(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,186,154千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、200,000千円と定める。

熊本市長 大西一史